

# エヌエムシイ税理士法人

(野本会計事務所)

便り

第25号

(2010年12月31日発行)

発行 エヌエムシイ税理士法人

本部: 東京都中野区本町2-46-1  
中野坂上オアライヴビル 426F  
Tel: 03-5354-5222  
<http://www.nmc-zeirishi.jp/>

平成23年度

## 「税制改正大綱」を読んで



税理士

松嶋 洋

元国税調査官。税務署で主に法人税・消費税の調査事務及び審理事務に従事。退官後、税制の研究所に勤務し、税法の研究に従事。

### ●はじめに

去る12月16日、平成23年度(2011年)の税制改正大綱が閣議決定されました。

税制改正に関し、各種報道がなされていきますが、制度の実現可能性及びそのアウトラインにつきましては、税制改正大綱を見なければ確たることは言えません。このため、税制改正大綱の閣議決定から税制改正対応がスタートする、というのが私の感覚です。

税制改正大綱が公表される前までの各種報道からは、来年度の税制改正については法人税の減税や相続税

の増税に関する改正の話がほとんどでした。

しかしながら、税制改正大綱を読みますと、来年度の税制改正は、以下の大きな2つの柱があり、わが国の将来にとって大きな転換点になるのではないかと考えられます。

① 納税者に対し、明確なアメとムチを与える

② 法人税減税の一方で、個人課税増税にシフトする

①につきましては、納税者権利憲章(納税者の権利を明確に規定する

制度)を制定するというアメを与える一方で、悪質な無申告に対し厳格な罰則規定を設ける、などとしております。加えて、納税者権利憲章を制定する、という裏側には、納税者番号制度(納税者一人ひとりに番号を付し、その番号を通じて収入や取引を国が管理することにより、厳格な徴税を可能にする制度)という、個人情報保護の観点からは大きな問題がある制度を将来導入する、という立法の意図が見え隠れするのです。こういう意味において、納税者は今後、税制の適正性を自己の責任でチェックしなければならない、と考えられます。

②につきましては、企業の国際競争力という観点から見れば、法人税減税は避けられない情勢です。現在、各国は競って法人税率を下げ、企業の投資を呼び込むことにより、自国の経済を発展させるスタンスを取っております。わが国における産業の空洞化を食い止めるためにも、この流れに乗り遅れるわけには行かないことは事実でしょう。

その一方で、「国家が破綻する!

」とまで言われるほど、日本の財政は悪化しております。このため、増税は避けられない情勢であることも異論がありません。法人税を下げざるを得ないのであれば、当然個人の課税強化を行わざるを得ません。そのため消費税の増税を含めて、今後の増税を国民一人ひとりが現実的に覚悟する時代に突入したと言えます。

これら2つの柱において平成23年度 税制改正は、わが国の「税」のあり方を根本的に変えるもの、と言うことができると考えられます。今回は税制改正大綱を読んで主なものを取り上げて解説したいと思います。

### ●第一章

#### 納税者権利憲章の制定

納税者権利憲章とは、納税者の権利を制度的に保障する基本的な法律を言います。納税者の権利保障に関する基本的な原則(ミッシェン・ステートメント)を定めたものです。この納税者権利憲章が、定められることとなります。

#### 【ワンポイント解説】

意外に思われるかもしれませんが、

税法とは主権者たる納税者のために作られたものではありません。国が納税者に対し、納税義務を適正に履行させるために作られたものなのです。

このため、今までの税法において、正面から納税者の権利を定めたものはありませんでしたし、税務行政は、原則として悪質な納税者を想定し、その対応を中心業務としております。このようなスタンスは、税務調査を通して悪質な納税者を取り締まる、という点においては極めて有用ですが、善良な納税者に対して、不適切な行政が行われてきたこともまた事実です。「強権的な税務調査」という言葉は、この事実を如実に表わしていると言えるでしょう。

このような反省に立ち、この度納税者の権利を保護するための基本的な制度が作られるということは極めて大きな意味を持ちます。例えば、今までは傲慢な税務調査をされても法律的には税務署に抗議することはできませんでしたが、今後はこの制度を基に、正面から税務行政と戦うことができます。

何より、この納税者権利憲章はほ

とんどの先進国ですでに導入されてきております。その意味において、日本の税制は国際的に時代遅れであった、と言えるでしょう。しかしながら、今回の改正で導入が明確に方向付けられたことから、日本の税制が現代的なものになる、という予感を感じております。

#### 【内容】

次の内容が、法律で明確に規定されることとなりました（大綱30頁）。

①納税者の自発的な申告・納税をサポートするため、納税者に提供される各種サービス

②税務手続の全体像、個々の税務手続に係る納税者の権利利益や納税者・国税庁に求められる役割・行動

③納税者が国税庁の処分に不服がある場合の救済手続、税務行政全般に関する苦情等への対応

④国税庁の使命と税務職員の行動規範

#### 【適用関係】

納税者権利憲章は、平成23年中に準

備を進めた上、平成24年1月1日に公表されることとされています。

## ●第二章

### 法人税率の見直し

#### 【概要】

法人税率について、引き下げが行われることになりました（大綱七九～八〇頁）。減税の改正です。

#### 【内容】

法人税率が、次ページ図①のとおり（主要な法人だけ記載することとします）引き下げられることになりました。適用年分によって、図①のとおり税率が異なります。

#### 【ワンポイント解説】

皆様もご承知のとおり、法人税率の引き下げが各方面から主張されており、今回の改正で実現することになりました。この背景には、日本の法人税の実効税率が世界で一、二を争うほど高く、国際競争力を阻害しているという指摘があるとともに、法人税率の引き下げが世界的な流れになっていくことも影響しています。具体的には、各国は法人税率を引き下げることにより企業の投資を呼

び込み、その結果として経済成長を図っております。産業の空洞化を防止するためにも、このような世界的な潮流からわが国が外れるわけにはいかないといえます。

このような事情があるところ、法人税率の引き下げは不可避の事態です。しかしながら、現在の危機的な財政状況を踏まえれば、増税を行わざるを得ませんので、この結果として個人の所得税や、今後の消費税の増税がはつきり予測できる改正でもあります。

いずれにしても、税率は年分ごとに微妙に異なっておりますので、適用年分にご注意下さい。加えて、現在の政治状況の不安定さを思えば、政権交代等によりこの税率は再度見直される可能性もゼロではありません。これらの点踏まえて、今後の政治状況にも着目しておきたいところです。

## ●第三章

### 退職所得課税の見直し

#### 【概要】

退職所得課税について、見直しが行

われることとなりました（大綱四四〜四五頁）。増税の改正です。

【内容】

① 法人の役員等のうち、勤続年数が5年以下の者については、退職所得の2分の1だけを課税するという措置を適用しないこととなりました。

② ①に伴い、退職所得にかかる源泉徴収の手続き等の見直しが行われることとなりました。

③ 個人住民税の退職所得の計算上、10%の税額控除が廃止されることとなりました。

【適用関係】

この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。個人住民税については、平成24年1月1日以後支払われる退職手当等について適用されることとなっています。

【ワンポイント解説】

退職所得は、課税上のメリットが非常に大きな制度であるといわれています。なぜなら、退職所得は他の所得と分けて独自に課税される（分離課税）ため、適用される税率が低く

なりやすいことに加え、退職所得の2分の1の金額のみが課税されるからです。

このような、メリットがある退職金の税制は、退職金が長年の功労に報いるために支出されるものであるところ、その課税を軽減するべき、という考え方の下に作られたものです。しかしながら、その趣旨とは異なり、安易な節税を目的として高額の退職金を何回も貰うことにより、少ない税金を払いながら蓄財を行う、といった不実な行いをする例が多数報告されていたようです（いわゆる、天下りの繰返し）。

今回、このような安易な節税を防止するため、法人の役員等のうち、勤続期間が5年以下の者については、2分の1だけ課税する、という措置が適用されないことになりました。これに伴い、退職所得の源泉徴収の手続き等についても見直しが行われる予定です。

一方、個人住民税については、上記の特例に加え、退職所得の税金については、別途税額控除が認められます。具体的には、上記の計算により算出される退職所得の金額に税率をかけて計算される税額から、その

10%相当額を税額控除されることになっていきます。この税額控除について、今回の改正で廃止されることになりました。2分の1だけ課税する措置を制限する改正については、「安易な節税の防止」という点で合理性のある改正であるところ、この10%の税額控除について、退職者の勤続年数や役員に該当するかなどを問わず、一律に廃止する理由については、税制改正大綱上、次のおり記されているだけで、必ずしも明確にされてはおりません。

税制改正大綱（14〜15頁）

地域主権改革を進めていく観点からは、地方税源を充実することが必要であり、そのための方策の一つとし

図①法人税減税

① 平成23年4月1日前開始事業年度

	年800万円以下	年800万円超
中小法人（資本金1億円以下）	18%	30%
中小法人以外の普通法人	30%	
公益法人・協同組合等	18%	22%

② 平成23年4月1日～平成26年3月31日までに開始する事業年度

	年800万円以下	年800万円超
中小法人（資本金1億円以下）	15%	25.5%
中小法人以外の普通法人	25.5%	
公益法人・協同組合等	15%	19%

③ 平成26年4月1日以後開始する事業年度

	年800万円以下	年800万円超
中小法人（資本金1億円以下）	19%	25.5%
中小法人以外の普通法人	25.5%	
公益法人・協同組合等	19%	

（※）相互会社等、相互会社等の100%子法人及び資本金額が5億円以上の法人の100%子法人は、中小法人の範囲から除かれます。

て、個人住民税の充実強化を検討することは、地方消費税と並ぶ重要な課題です。個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得税における諸控除の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、個人住民税の諸控除の見直しについて検討を進めます。

今後の増税の布石とも捉えることができる内容ではないでしょうか。

今回は「平成23年度税制改正大綱」の一部をご紹介します。弊社ホームページには多数の税制改正項目を掲載しておりますので「ご覧下さい」。

<http://www.nmc-zeirishi.jp/>

## 会計税務相談コーナー

当コーナーでは社長が日常の経営の中で遭遇しそうな会計・税務に関する疑問点についてワンポイント解説していきます。



税理士  
**渡邊 年弘**  
慶應義塾大学商学部卒  
製薬会社で営業担当後  
エヌエムシイ税理士法人入社  
医療法人の立上、経営に携わった  
経験から医療系の税務会計に強い

### 資金ショートの原因は、何か？

#### 【質問】

試算表では利益がでているのですが、それに見合う現金預金が残っていないように思います。どうしてでしょうか。

#### 【答】

「利益」と「現金収支」は実は全く違う概念なのです。利益は試算表の損益計算でわかりますが、現金収支は別にキャッシュフロー計算書や資金繰り表を作成しないとその実態はなかなかつかめません。

#### 【解説】

試算表の「利益」は、ご存知のように売上から費用を差し引いて計算されます。このとき売上は商品納入時

や代金請求時に計上し、仕入れなどの費用も納品受入時や請求書受領時に計上するのが企業会計の原則です。これを「発生主義」といいます。つまり計上時点で、実際に現金が会社に入ってきているか出ていつているかは関係ないので。

一方の現金収支は、現金の動きそのものをあらわします。入金収入、出金は支出。収入から支出を引いたものが「収支」です。いくら利益が出たといっても売上代金の回収が遅くなったり、仕入代金や経費の支払が先行したりすれば資金繰りは苦しくなり、ご質問のような状況になります。会計のことわざにある「勘定合って銭足らず」の状況です。このような状況は次のような原因のうちいくつか絡んで起きることが多いのです。

#### ●売掛金の未収残高が多い

売上管理事務に漏れが多い会社では売掛金が入金がなくても気付かなかつたり、そもそも請求書を出し忘れることすら起こります。売掛金管理台帳を用意するのはもちろん、取引先へ軒ずつ明細を書いていきましょう。営業戦略は大口顧客のみの検討で足りませんが、代金回収管理は小口顧客まで漏れなく管理する必要があります。未入金が発覚したときの初期対応についても会社全体で方針を決めておくとい

でしょう。

#### ●売掛金と買掛金のタイムラグ

売掛金が現金として回収できるまでの時期が一ヶ月後なのか三ヶ月後なのかでは資金繰りに大きな差がでます。業界の慣習もあるとは思いますが、新規取引先の交渉時には少しでも短くすること意識するようにしましょう。逆に買掛金は不信に思われぬ程度に長くできるようにしましょう。「弊社の支払は本締め翌々月末支払いとなっております」と言い切ってしまうのも一手です。試算表のうえでのチェックポイントは「売掛金+在庫-買掛金」となっているかどうかです。

#### ●在庫を過剰に抱えている

在庫が現金となって戻ってくるまでには「現金↓在庫↓売掛金↓現金」という順序を踏むので、在庫である期間が長ければその分だけ会社から現金が流出した状態が続くことになります。また、棚卸作業は決算では義務ですが、毎月末に帳簿上で数をチェックすることをお勧めします。不良在庫は、できれば黒字がでているときに廃棄してしまいましょう。

#### ●設備投資が過剰である

設備投資をしてもその投資額を回収できるほどの効果があらわれなければ、資金繰りを大きく圧迫することになります。特に、借入して行う設備投資は元本返済負担と利息負担に耐えうるかどうかのシミュレーションを入念にしてから決定してください。

#### ●売上が急激に伸びている

売上が急激に伸びている会社には、現金がショートする危険性が潜んでいます。「売掛金

+受取手形+在庫-買掛金-支払手形」で計算される金額が正味、事業活動を行っているなかでその会社が立替えている金額ということになります。売上が伸びている時期はその立替額が大きくなり、利益増とは逆に資金繰りが苦しくなります。

#### ●節税策に走りすぎている

利益が多いため決算期末近くに経費を多く使う会社があります。節税のやり方によっては本来納付すべき税金の額以上に現金が社外に流出してしまうことがあります。その結果、資金繰りが苦しくなっています。本末転倒です。

#### ●不動産重視主義である

不動産を購入することで売上・利益がアップしたのでなければ、元本返済と利息が必ず負担としてのしかかっています。

#### ●借入金を繰上げ一括返済した

いま預金があるからと借入金をまとめて一気に返してしまう会社があります。できれば折角の返済期間を最後まで利用されることをお勧めします。繰上げて返済する場合にはその後の資金の動きを十分にシミュレートしてから決定を下すようにしてください。

このようにひとつひとつは当たり前に見えますが、いくつか絡んでしまうと原因を把握するのが困難になってしまいます。対策も後手に回ってしまいます。現金収支（資金繰り）の実態を把握する管理帳票は御社にはございますか。キャッシュフロー計算書や資金繰り表は試算表と並ぶ貴重な情報を提供してくれます。

「弁護士・岡芹 健夫 通信」 第四回

## 弁護士人口の増加と

### 弁護士の競争力

NMC顧問 弁護士 岡芹健夫



高井・岡芹法律事務所 所長  
一九九一年早稲田大学法学部卒業  
一九九四年弁護士登録  
(第一東京弁護士会所属)  
高井伸夫法律事務所入所  
二〇一〇年高井・岡芹法律事務所  
改称・同所所長就任  
第一東京弁護士会労働法制委員会委員  
社団法人全国求人情報協会理事  
東京三弁護士会労働訴訟等協議会委員

#### 一 状況

昨今、若手弁護士の苦境と共に弁護士人口の増加が新聞等のメディアを賑わしている。

これは数値からも容易に裏付けられる。年度別の司法試験の合格者(概数)は、昭和三十九年より平成二年までの約三〇年の間、五〇〇名で推移していたが、平成一一年には一〇〇〇名と倍増し、平成一九年には二〇〇〇人に至った。

弁護士人口を見ても、一〇年前(平成一二年)には約一・七万人であったが、一年前(平成二二年)には、約二・七万人となり(約一〇年間で六〇%増)、さらに平成二二年一月に司法修習をおえた人数にてらせば、今年、弁護士数は初の三万人台になることは確実で、この一五年でほぼ倍増したことになる。しかも、増加分は全て経験一〇年未満の若手

である。若しこれが一つの国家の人口の話であれば、まさに「人口爆発」といった状況である。

#### 二 弁護士増加の目的、競争力欠如の克服

では、政府は、何故にかような弁護士増に踏み切ったのであろうか。それは、世上、良く言われるように、法曹人口の少なさが故に市民に法的なサポートが不足していることへの対策などとは考え難い。そうであれば、弁護士人口が増加したところで、弁護士の需要も同様な比率で増加し、昨今のような若手弁護士の苦境が話題になることもないであろう。

今日の弁護士の大増員は、勿論、地方の弁護士過疎等のへの対策もあるにせよ、それだけでは到底説明できない。既に、弁護士大増員時代には弁護士が存在しなかった殆どの地域で、既に弁護士が進出?するに至っており、現在では、むしろ、東京のような大都市よりも地方の方が新規弁護士の就職難が深刻になっている現状がある。弁護士人口の大増員の目的は、むしろ、小職も含めた日本の弁護士に、グローバルな競争力が無いことが大きいと思われる。これを具体的に説明すれば、日本の弁護士は、海外に比較すると、遙

かに、実社会(企業活動、行政等)への関与、影響力が少なく、社会の複雑化・国際化に対応できる弁護士の数も少ない。

かような日本の弁護士の実情が、ひいては国益を損なう(殊に、日本の企業活動の多くが外国の弁護士にイニシアチブをとられるような状況になってしまふ恐れなど)と政府が考えたとしても不思議は無い。

現に、労働事件の専門事務所とされる当事務所にしても、後追的に既存の労働判例に沿って個々の案件を処理することはできても、率先して今後の労働判例を現在の日本の実情に沿ったものに変えて行くべく、裁判外の活動も含めて尽力するような陣容が揃っているとは言いがたく、外国事務にしても、漸く中国の一部(上海と北京)を射程に入れているに過ぎない。小職としても、内心忸怩たる思いである。

#### 三 現在の実績

では、現在の弁護士人口の増加は、現在の日本の弁護士の欠点である競争力の低さに対する処方箋になっているかと言え、残念ながら、効果は今のところ期待できない状況である。

理由は簡単で、弁護士の数の増加

に質の維持・向上が伴っていないのである。

ここで「質」というのは、昨今、指摘される若手弁護士の素養不足を言うのではない。既存の法律事務所に入所し、経験ある弁護士より実務的な教育を受けることができる若手弁護士の数が少な過ぎることが問題である。殊に専門領域を業とする弁護士になるには、専門性を有する法律事務所にて、実務的な修行を積まねば不可能である。

現在の弁護士増員政策の問題は、増員された若手弁護士の教育を、殆ど市井の法律事務所に任せきりにしたところにある。民間企業である法律事務所には経営の都合があり、これだけ急激に増えた若手弁護士を吸収し切ることなどは不可能である。

膨大な数の若手弁護士という大きなリソースをどのように活用するか。ここに日本の法曹界、ひいては国益の重要な部分の行方が係っていると云って良いであろう。

(高井・岡芹法律事務所発行・事務所報「Management Law Letter」二〇一〇年涼秋号・巻頭言に全面的に加筆補正のうえ掲載)

# 余分な税金を抑えるために、「現状把握とある程度の時間」が必要です



東京事務所 所長  
税理士 佐藤 修一  
昭和六十三年、野本会計事務所入所  
二十年以上、中小企業に対して経理事務  
の合理化や節税対策のアドバイスを行う

先日、弊社のホームページをご覧になった二十代半ばの社長様が来社され、次のような節税相談を受けました。「今度の決算で7000万円位の利益がそうなんですけど、税金どうにかありませんか」。

まだ設立4年目の広告代理業の会社様なのですが、今期から急激に売上が伸び利益もでている、今後も上昇傾向にあるとのこと。

現在の税理士が、税金のプロとして何のアドバイスもしてくれないので、もの足りなさを感じている。そして、決算月を聞いてみると、十二月とのこと…。

## ●ムリな節税はマイナス効果

社長の話を聞き進めると、なるほど予想以上の利益がでも不思議ではないと確信しました。この手の駆け込み相談はよくあるのですが、会社様の実態、取引内容の特徴、実

際の会計データ等を、私どもが全く把握していない状況では、残念ながら的確なアドバイスをするのは極めて困難と言わざるを得ません。

さらに、決算月が当月十二月となれば、時間的にも打てる節税策に限りがあります。安易に付け焼き刃的な節税を強行すると、会社の手持ち資金が枯渇したり、税務調査リスクが増す恐れがでてきます。

## ●キャッシュアウト「100か40か」

例えば、決算月の間際になって、節税のためだけにムリムリ500万円分の消耗品を購入し経費計上したとしましょう。現在の法人税負担割合は約40%ですので、500万円×40%＝200万円の節税ということになります。この場合、購入先に500万円のキャッシュを支払うことになり、500万円のキャッシュが流出することになります。

一方で、なんら節税策を打たずに決算を迎えたらどうでしょう。この場合には、税務署に法人税を200万円多く納付することになります。

単に税金を払いたくないという理由で500万円を消耗品の購入業者に支払う、あるいは税務署に200万円を納税する、支払先こそ違えども、会社の外にキャッシュが流出す

ることに変わりありません。丸々、つまりは100%相当の500万円か、40%相当の200万円か、悩むどころです。

大切なことは、節税のための500万円が、お客様企業にとって、将来にわたり利益を生みだしていくうえで本当に価値ある支出かどうか、ということではないでしょうか。

## ●節税の基本的な考え方

私どもの事務所では、お蔭様をもちまして、ご紹介やホームページを通して、毎年40社前後の新しいお客様とのお付き合いがございます。

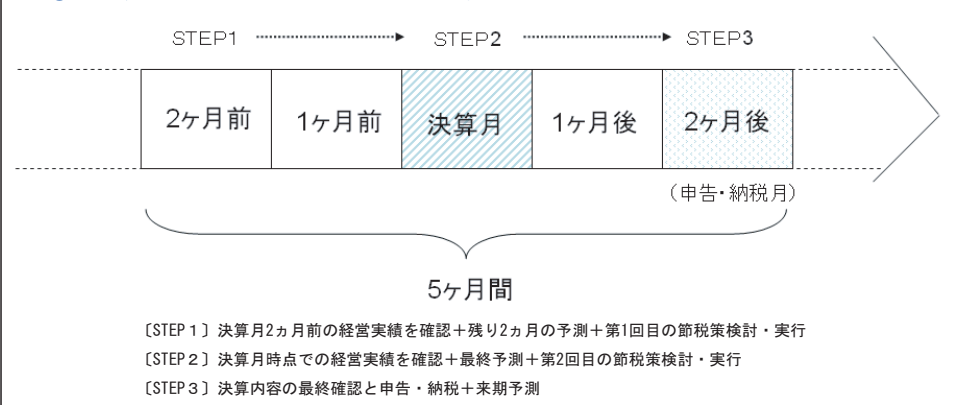
そのお客様企業にとってベストな節税を実現するためには、まず、企業様の実態、社長の経営スタイル、取引の特徴、お金の流れ等を正確に把握することが、最大のポイントになります。そしてもう一つ、ある程度の時間をかけて節税策を検討し実行することです。

このようなご時世にあっても、毎年数千円程度の利益を確保し続けているグループ企業のS社長は、決算月の2カ月前になると必ず来社、決算月にもう一回、そして決算月の2カ月後にもう一回、という具合に約5カ月に亘って、私どもと一緒に、ご

自身で納得のいく節税と申告・納税までの青写真を描かれます。図①をご覧ください。

私どもは、お客様企業と共同で行うこの節税対策を「決算前検討会」と呼び、創業当初より実施してまいりました。次回号では、この決算前検討会の具体的な内容について、解説を試みたいと思います。

図① S社長と私どもの事務所の共同作業「決算前検討会」



“節税の基本は、現状把握とある程度の時間をかけること”

## 「税務調査から学ぶ」

## 海外取引に対する課税強化の動向を探る



元国税調査官／税理士  
風間 光裕  
昭和六十一年 関東信越国税局入局  
税務署で主に法人税調査官として勤務  
その後、国税局総務部人事第一課主任  
調査査察部国税調査官、課税第二部  
国税調査官等を歴任。  
退官後、エヌエムシー税理士法人入社。

近年、日本企業の海外進出や外国人の日本進出など経済の国際化が進展しており、また個人でも国境を越えた投資活動が活発化しています。こうした流れの中、最近の国税当局の発表資料等より、特に海外取引に対する課税強化の動きが高まっていることが感じられましたので、その内容についてお伝えしたいと思います。

## ●世界各国間の情報交換について

2009年4月 ロンドン・サミット（第2回金融・世界経済に関する首脳会合）において、世界各国が税に関する透明性を高めること及び情報交換を積極的に行うことについて合意しました。

これを受けて、これまで銀行機密に係る情報交換ができなかった国や、情報交換を実施するための協定が無かった国・地域の間で情報交換を行うネットワークが急速に拡大しています。2010年4月現在、日本が締結している租税条約は47条約（対象国は58カ国）で、租税条約に基づく情報交換実績は2009年の26万件から2010年には50万件と飛躍的に増加しています。

## ●国税庁の人事から読み取る国際課税強化の流れ

2010年7月の人事異動で国税庁に「国際課税分析官」というポストが新設されました。このポストは課長クラスの要職で、租税条約に基づき各国の税務当局と情報交換し、海外税務当局との協力関係を強くしていくことで国際租税回避スキーム（各国の税制や租税条約の違いを利用して税逃れをする行為）を説明することを目的にしているようです。また当局は国際課税関係部門の増員を続けており、その数はこの10年で倍以上に増えました。平成22事務年度においても前述した国際課税分析官の他、国際税務専門官、査

察国際専門官を増員し強化を図っています。

過去においては、民間企業の国際化に比べて国税職員の外国語、海外取引の専門知識等が不足しているという現実がありました。そのため国税庁では、職員の研修機関である税務大学校において、選抜試験により選定された職員に対し、国際課税に関する法規や租税条約、金融取引、語学などの研修（国際租税セミナー）を実施し、職員の国際課税に係る調査能力の向上を図っています。

## ●国外送金等調書などの資料情報の活用

国外送金等調書とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が100万円を超えるものについて、金融機関から税務署に提出される法定の報告書です。

以前は提出基準が200万円超だったのですが、平成21年4月1日以後にされる国外送金等から100万円超に引き下げられました。

送金額を分割して調書が税務署に提出されないようにするケースが多く見られるようになったため、法律を改正し金額を引き下げたといわれています。

ています。

国税当局では、国外送金等調書に基づき送金者に対して「おたずね文書」を送付し、何の目的で海外送金をしたのかの確認を行っています。

海外投資をされている方の中には、税務署から取引の内容を尋ねる文書を受け取られた方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

## ●富裕層に対する国税当局の対応

先日公表された2011年税制改正大綱では、①年収1500万円を超える者に対する給与所得控除の縮小②相続税の非課税枠を縮小等、高所得者層への税負担が重くなる方向性が明確に示されています。

マスコミでは「金持ち増税」とも言われているように、「取れるところから取りたい」という政府税制調査会の意図が見えてきます。

さらに国税当局では「富裕層」の資産運用が多様化・国際化していると考えていますので、国外送金等調書や租税条約に基づく情報交換制度を活用して資料情報を収集し、積極的に税務調査に取り組む方針だと思われれます。

## 税務事例 第五回

中小企業の自社株問題⑤  
併用方式の計算元国税調査官／税理士  
松嶋 洋

平成十五年 東京国税局入局。税務署で主に法人税・消費税の調査事務及び審理事務に従事。平成十九年に退官後、税制の研究所に勤務し、税法の研究に従事後、エヌエムシイ税理士法人入社

## 1 はじめに

今回は、併用方式について解説します。併用方式は、中会社の原則的な株価評価であり、文字通り類似業種比準方式と純資産価額方式を併用する方式です。

## 2 併用方式の概要

併用方式は、類似業種比準方式による評価額と純資産価額方式による評価額を、加重平均することにより自社株の評価額を算出する方法です。この加重平均する、というところがミソであり、この加重平均する割合は、会社の規模によって変わることとされています。

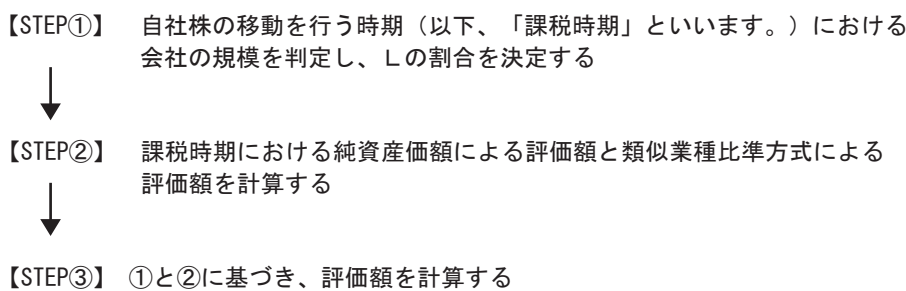
この加重平均する割合は、税務上の割合といわれています。Lの割合は、会社の規模によって異なることとされており、大きい会社であれ

ばあるほど、類似業種比準方式を加味する割合が大きい（Lの割合が大きい）こととなっています。

## 3 併用方式のフローチャート

併用方式は、左図のような流れで計算を行うこととなります。

図① 併用方式のフローチャート



## 4 Lの割合

## (1) Lの割合の意義

第2回の原稿において、併用方式は中会社で採用されると申し上げましたが、正確には小会社であっても特例的な方法として認められています。

このため、中会社及び小会社において併用方式が採用されているわけですが、税務上、Lの割合については、中会社を更に大・中・小に分け、それぞれにLの割合を設定しています。

結果として、Lの割合は、中会社のうち大規模のもの、中規模のもの、小規模のもの、そして小会社の4通りに区分されることとなります。具体的な割合は、左図のとおりです。

会社の区分とLの割合

会社の区分		Lの割合
中会社	大規模	0.9
	中規模	0.75
	小規模	0.6
小会社		0.5

## (2) Lの割合にかかる会社の規模の判定方法

適用するLの割合は、課税時期の直前期末の貸借対照表の総資産価額と従業員数によって判定した割合と、課税時期の直前期末以前1年間の取引金額（直前期の損益計算書上の売上）に応じて判定した割合のうち、いずれか大きい割合とされています。具体的なLの割合は、次ページの評価明細書第1表の2にしたがって、判定することとされており、○チ欄の区分と○リ欄の区分のいずれか大きい方の割合を採用することとなっています。

この表を何処かで見たことがある、と思われる方もいらっしゃると思います。実はこの表は、第2回目の会社の規模の判定の解説で使用した表なのです。つまり、評価明細書においては、大会社・中会社・小会社を判定し、中会社に区分されれば、そのままLの割合を判定できるようになっています。

## 5 併用方式の算式

併用方式は、次のページの図②の算式により計算を行います。

6 小会社の特例

小会社の場合、純資産価額方式により評価した金額が評価の原則ですが、特例として、併用方式により計算した金額が純資産価額方式により評価した金額を下回る場合には、その併用方式により計算した金額を自社の評価額とすることができるとされています。

7 小会社の特例と純資産の部に

着目する考え方との関係

第2回の原稿で解説したとおり、類似業種比準方式により評価した金額は、純資産価額方式により評価した金額を相当下回る傾向があります。このため、実際のところ、小会社の場合には、Lの割合を0.90とした併用方式で評価されるのが現状です。最初に、税務・財務の専門家でない皆様でも自社株の税務リスクを判断できる方法として、貸借対照表の純資産価額に着目するよう申し上げます。

貸借対照表の純資産価額に着目するのは、税務上の純資産価額方式の計算と同じ考え方に立つため、大まかな税務リスクを算定するためです。しかし、前述のとおり、小会社で

あっても純資産価額方式よりも評価額が少ない併用方式で評価することもできるわけですから、仮に会社が所有する財産の時価に大きな変動がなければ、貸借対照表の純資産価額に着目して計算した税務リスクよりも、実際の税務リスクは小さい、ということがわかります。

だからこそ、貸借対照表の純資産価額に着目して税務リスクを計算することは、極めて有用な自社株の税務リスク判断なのです。なぜなら、この税務リスク判断は簡単であることはもちろん、危険を早期に見て

危険を早期に見つけて専門家に自社株の評価を依頼した場合、その評価額は思ったほど大きなものではないことが通常ですから、早期に有効な対策を考えることができるのです。

図② 併用方式の算式

$$\begin{aligned} & \text{類似業種比準方式により} \\ & \text{評価した金額} \times L \\ & + \text{純資産価額方式により} \\ & \text{評価した金額} \times (1 - L) \end{aligned}$$

評価明細書第1表の2

判		① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分		100人以上の会社は、大会社(㊸及び㊹は不要)				会社規模とLの割合(中会社)の区分		
				100人未満の会社は、㊸及び㊹により判定						
定	基	⑦ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			⑧ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			中	社	
		総資産価額(帳簿価額)	従業員数		取引金額					
基	準	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	大	中	
		20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大	中
		14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.90	中
		20億円未満	10億円未満	10億円未満		80億円未満	20億円未満	20億円未満		
		7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超	25億円以上	6億円以上	7億円以上	0.75	中
		14億円未満	7億円未満	7億円未満	50人以下	50億円未満	12億円未満	14億円未満		
		7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60	中
		7億円未満	4億円未満	4億円未満	30人以下	25億円未満	6億円未満	7億円未満		
		7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満		小

・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、㊸欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と㊹欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。

「司法書士・中平彰 通信」 第四回

**教訓：先を走り過ぎると  
受け入れられないこともある**

NMCパートナー司法書士 中平彰



中平司法総合事務所所長  
一九七八年 亜細亜大学経営学部卒業  
一九八九年 司法書士登録  
同年 中平司法総合事務所設立  
企業法務・不動産登記業務を中心とした業務展開。  
NPO法人不動産取引支援機構の理事

司法書士の中平彰（なかひらあきら）です。

① 今月の出来事

「プライバシーマーク更新」

本年12月二回目の更新時期を迎えた。平成18年12月司法書士事務所として第1号の登録を受けてから二年に一度の更新の年を迎え、更新の年はいつても半年前から対応に追われてしまう。

プライバシーマーク制度は、個人情報取り扱いを適切に行っている事業者を、第三者機関である（財）日本情報処理開発協会（JIPDEC）及びその指定機関が評価・認定し、その証としてプライバシーマーク（以下「マーク」とする）と称するロゴの使用を許諾する制度で、平成10年4月にスタートしています。尚現在はJIS-Q15001・1999（個人情報保護

に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項）が、平成18年5月20日（公示は23日）に、JIS-Q15001:2006（個人情報保護マネジメントシステム要求事項）として改正されている。

そもそも当事務所がマークを取得する必要に迫られた理由は、大量の個人データを預かる必要がある業務（動産・債権譲渡登記）を受託することとなったためである。

これは、例えば住宅ローン債権の流動化の場合、金融機関Aが融資した個人（1千人）の債権総額150億円を売買（原因を信託とすることもある）した場合、一定の要件を満たしたデータをファイル化し登記申請時に持ち込む必要があるため、瞬間的ではあるが千人の個人情報を持つことになるため、金融機関等から、当事務所でのデータ仕様の説明書（データ処理・管理・保管の手順書及び各体制）の提出を求められたことが数度有り、担当者に確認したところ、マークの登録業者になるとその事実を持って仕様説明書の提出は不要という話を頂き、取得することになった。

実際に導入してみると事務の流れ

の中でそこまでやるのかということも多々あり、制度維持のための作業が増え従業員のストレスにもなっていた。また当初、仕事でお会いする

個人の方に制度の趣旨を説明、署名をいただくのが結構大変だった。また現在と違いマーク取得当初の平成18年頃は不動産登記のオンライン申請の手続きが煩雑だったため、全国各地の登記申請を各地の司法書士に依頼（復代理申請という）しており

でしたが、復代理申請を依頼する司法書士からは、「業務に関する秘密保持契約書」をいただく必要があったが、殆どの先生より問い合わせをいただき、中には書類に署名しない、お宅の仕事は今後受けないとお叱りを受け、結果として復代理申請を必要とする取引先の仕事をお断りすることになったこともありました。

現在ではある程度認知された制度ですが、当時は殆どなじみがない制度でした。また費用対効果等トータルで考えると：マークの更新基準が厳しく、更新出来るかどうかは？

**教訓：あまり先を走り過ぎると受け入れられないこともある……**

② 今月出会った本

「チャイナマネーを追え！ 円高危機をチャンスに変える資産防衛」

（総合法令出版 株式会社）

奥村尚樹著

エピローグ

「チャンスは万人に与えられている。チャンスと気づいて行動をおこすかどうかで、その人の人生が変わる仮に失敗してもチャンスに挑戦しなかつた後悔よりはましだ……」

先月下旬MDクラブより推薦図書が届いた。「日本破綻 その日に備える資産防衛術」藤巻健史著、早速読んでみた。経験・データ・統計・数字等裏付けられた客観的に判断出来る情報により、現状の日本の財政危機の状況が手に取るようにわかり読み終わって恐ろしくなった。

恐ろしくなったが何をどうすれば良いか？

そんな折り野本先生より中国や東南アジアをはじめ世界の不動産投資についての現役プレイヤーである著者の奥村さんとお会いする機会をいただいた。仕事でも中国人が日本国内の不動産を購入する手続きについての問い合わせが何回もありタイミングもピッタリであり、具体的な対策を学べると考えた。（注 中国に

- ・投資しろという本ではなく、中国のお金が何処にどう流れるかをみることで今後の世界をみることになるという話であると思う(↑中平の感想)
- ・今回は、個々が言葉より連想してイメージを広げて欲しいと考え、本の中から言葉だけを拾うことにした。
- ・発想を変える時期にきている
- ・長期的な展望に立った投資を
- ・日本で円ベースの資産持つこと自体リスクである
- ・円を海外に持ち出す勇氣
- ・円高の今が海外投資には最高で最後のチャンス
- ・キーワードはチャイナマネー
- ・凄まじい歴史を生きぬいた中国人は、我々日本人とサバイバル本能というか逞しさが違う
- ・将来も混乱が起こる可能性がある
- ・と肝に命じている中国人と、豊かになる過程で自分の身は自分で守ることを忘れた日本人
- ・日本のバブルは金融当局の失敗によるも、中国のバブルは本物の経済成長、根本的に質が異なる
- ・中国人にとっては、貧富の差はむしろ活力源となっている
- ・中国では不動産を買って得られるのは、土地建物の所有権ではなく、

建物の所有権と土地の使用権である土地は国のもの

そして海外不動産投資として、いくつかの国が紹介され、入門編としてマレーシアが推奨されている。

具体的な推薦理由、タイミング等について詳しく書かれており、さすが現役プレーヤーであることが伺える。何となく、全員が何らかの危機感や不安を抱えているのではないかと思う、情報は氾濫しており知識は豊富になる。

物事は「直接的な行動」によって物資世界の対象に影響を及ぼし、「自己の思考」によって、そこにはまだないものを現実化させるそうである。チェンジマインドそしてアクティブ。

### ③今月の業務

「年内に間に合わない」と許可がパーになる」

毎年この時期になると急ぎの仕事が急に増える、例えば節税関係？の不動産の「売買・贈与」等である。今回の相談は今までとはチョット違った。

11月末、不動産処分を伴う会社分割の依頼があった。

### 案件の概要

①現在ホテルを数カ所経営する株式会社A社は、業務の合理化を図るため、1カ所のホテルの事業を不動産を含め売買したい。

②売却予定ホテルは改正前の風俗適正化法4号営業ホテル(ラブホテル)である  
③来年の1月1日に新風俗適正化法が施行され、1月31日までに既得権営業届けを提出しないと、①の売買が出来なくなる、そこで①の売却の前提として年内に吸収分割又は新設分割を完了したい。

### 問題点

①通常の会社分割(新設及び吸収)では日程的に無理である。債権者のための公告の手続きを入れると最低でも當日ぐらひは必要。

②営業許可、許認可等は、分割元や合併消滅からは原則引き継げないが今回のケースが例外かどうか判断出来ない。

③②の件につき不動産の該当地区の保健所と警察との事前打ち合わせが必要であるが、行政書士でも難しい案件でありあまりにも時間がなさ過ぎる。

### 仕事受託

②については、免許・許可の引き継ぎは出来ない旨の確認がとれた、但し今回の改正時には特例として、現在営業を行っていることを条件に一定の届出により既得権(引き続き営業を認める)を認める確認が取れた。

③については、依頼人の方で対応することになった。そこで、依頼人に年内(それも24日までに登記完了)に会社分割の登記の完了をすることを大前提に重畳的

債務引受による新設分割を提案した。

### 提案理由

1. 通常の会社分割では日程的に不可能である。(公告申込みは掲載日の10営業日前、掲載に一ヶ月)

2. 日程的に打ち合わせ時間も限られるため一社で手続きが完結する新設分割を選択

3. そしてポイントである、債権者異議公告の不要な「重畳的債務引き受け」による分割を提案

重畳的債務引き受けとは、債務を引き受ける側が、従来の債務者とともに連帯して同等の債務を負担するもので引受者と従来の債務者は連帯債務者の関係になる、債権者は従来の債務者、引受者のどちらにも債権を有することになる。(よって、債権者の権利が保全されるため、債権者異議公告が省ける)

### 契約書の雛形抜粋

第三条(新設分割設立会社が当社から継承する権利義務に関する事項)

1. 新設分割設立会社は、その成立の日、当社から別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおり資産、債務その他の権利義務を承継する。

2. 前項の規定による当社から新設分割設立会社への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとし、本件分割後当社が新設分割設立会社に承継させた債務につき、当社及び新設分割設立会社は連帯債務者としての責任を負う。

組織再編では日程に拘束されることが多く注意が必要である。

## 事務所ニュース

### 年末調整計算の時期が到来

東京事務所

鈴木 智博

今年も年末調整計算の時期が到来しました。

今回は、年末調整後の平成二十三年一月から税金の計算方法につきましてご案内をさせていただきます。

まず、これまでは十六歳未満の扶養者があつた場合、三十八万円の所得控除がありましたが、平成二十三年より所得控除の対象から外れます。

また、十六歳以上十九歳未満の扶養者については、これまで特定扶養親族として三十八万円二十五万円の総額六十三万円の所得控除がありました。平成二十三年より一般扶養の扱いで三十八万円の所得控除のみになりました。

尚、十六歳未満の扶養親族が障害者である場合におきましては、障害者控除は受けることができます。

この改正は、「子供手当の創設」によるもので、平成二十三年一月からの源泉徴収事務より適用になります。具体的には、毎月の給与から徴

収する源泉所得税は、税率表において十六歳未満の方を含めない人数で計算することになります。

企業様におかれましては、所得税徴収方法の変更のみならず、社会保険料率や雇用保険料率の変更などが頻繁にありまして、非常に苦慮されておられることと推察いたします。

ただ、そう言いましても対応をしいかなければなりません。その解決方法としまして、私どもの給与計算システムをご案内させていただきます。

給与計算システムでは、支給日や支給項目、控除項目、従業員様の基本的な情報を予め登録しておくことで、毎月の給与計算を非常に楽に進めることができます。

また、税法や社会保険等の料率改正にも随時対応しておりますので、安心です。

そして、何よりも手書きの給与明細ではなくすることも、従業員さんに対する企業イメージのアップに貢献します。

是非、この機会にご検討いただきまして、担当までご用命ください。

## 私たちのシステム



いわき事務所勤務

### 服部 淳一

弊社の会計システムCASH RADARが世に出てからまもなく二十年になります。初代(DOS版)は電話回線でお客企業と会計事務所間でデータをやりとりするという画期的なシステムとして登場しました。その後二代目(Windows版)、三代目(SaaS版)と口を取り巻く環境が大きく変わると共に版を重ねて今に至っております。

このシステムのコンセプトは中小企業のお客様に使っていただくことを第一にしています。そしてこのコンセプトは初代から三代目の今も変わっていません。さらに自前のシステムのため、自分たちの仕事のやり方やお客企業様の要望などを数多く反映させることができる、いわば「私たちのシステム」です。私はプログラマでもシステムエンジニアでもありませんが、初代からずっとシステムの企画や開発に携わってきました。その際にいつも肝に銘じていることがあります。それは

「マニアックにならない。ひとりよがりの考えを押し付けない。」ということ。家電量販店に行くと会計ソフトが何種類も置いてありますが、どれも弊社のシステムよりずっと機能が多くて便利そうです。

しかし半分も使いこなせるのでしょうか。思うに、機能をたくさん盛り込むと商品としてはかっこよく自己満足に浸れるのですが、出来上がったシステムは難しく使いにくい。大切なのは他社システムとの比較や自分独自の考えではなく、ユーザーからの声だということです。ユーザーの声をよく聞いて、本当に求められていることは何か、それを実現するにはどうすればよいのかという命題を追い求めることが一番大切なことだと考えています。

三代目のCash Radarはこれから始まるであろう「クラウド」時代の仕事のやり方を見据えたシステムです。ぜひ皆様のお役にたてればと思っております。

〈本誌のご感想・お問い合わせ先〉

東京事務所

TEL 03-5354-1522

いわき事務所

TEL 0246-1231-0006